

令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 Q&A

〔補助対象者に関すること〕

Q 1 補助対象者は会社法人のみか？

A 1 「中小企業等経営強化法」第2条第2項に規定する中小企業者等を補助対象者としており、会社のみではなく、個人事業主や組合等も対象となります。

【参考】「中小企業者等」（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

Q 2 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるか？

A 2 設備を導入する事業所が滋賀県内にある場合は、対象となります。

Q 3 「県税に滞納がない」こととは具体的にどういうことか？

A 3 県の補助事業であることから、県税が納付されていることを要件としています。したがって、各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付していただく必要があります。

〔補助対象事業等に関すること〕

Q 4 「補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手しているとき」は補助の対象としないとするが、何をもって事業の着手とするか？

A 4 工事を行う業者への発注をもって、着手とします。したがって、発注を伴わない参考見積りや入札等の準備は可能ですが、事業計画書に記載されている内容は交付決定後に開始してください。

Q 5 既の実施設計を行っている場合は、補助対象となるか？

A 5 設計費は補助対象経費に含まれないことから、実施設計済の事業であっても、特に支障

はありません。

Q 6 中古品の導入を補助の対象としていないのはなぜか？

A 6 中古品の場合、これまでの使用履歴等から機械設備の性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は相見積り等により適正価格を把握することが困難であると考えられることから、補助対象としていません。

Q 7 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となるか？

A 7 設備の性能が公的に証明されていないことから、補助対象としていません。

Q 8 設備を更新する場合に本事業を活用することはできるか？

A 8 更新の場合も対象になります。ただし、過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新は補助対象外となります。
また、既存設備の撤去費、処分費等は、補助対象経費に含めることができません。

Q 9 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？

A 9 店舗や工場など事業に供する部分についてのみ補助対象となります。

Q 10 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？

A 10 分電盤が自宅用と事業所用と分かれている等、導入する設備が100%事業に供されることが明らかな場合は、全額が補助対象となります。

また、分電盤が分かれていない場合等、自宅用と事業所用で明確に区別できない場合は、事業所用に使っている床面積を全体の床面積で按分するなど、合理的な方法により計算します。事前にご相談ください。

なお、事業所用の補助対象経費（計算後の経費）が60万円を下回る事業については、補助対象となりません。

Q 11 資金調達方法が「リース契約」または「割賦販売契約」、「E S C O」の場合は対象となるか？

A 11 本補助金においては対象としていません。

Q 12 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？

A 12 補助事業者が、補助事業者自身または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社もしくは子会社、同条第

5項に規定する関連会社、もしくは同条第8項に規定する関係会社から調達（工事を含みます。）を受けて補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合、およびいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、下表に定める方法により、利益等排除を行うものとします。

区 分	利益等排除の方法
(1) 補助事業者自身から調達を受ける場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合において、原価とは当該調達品の「製造原価」とします。
(2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。
(3) 補助事業者の関係会社（(2)に掲げる者を除く。）から調達を受ける場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

Q13 別表第1でバイオマス発電・熱利用の要件として示されている「バイオマス依存率」とは何か？

A13 バイオマス依存率とは、バイオマスボイラー等に投入する全体熱量に対するバイオマス熱量の割合となります。以下の計算式により算出します。

$$\text{バイオマス依存率 (\%)} = (A \times B) / (A \cdot B + C \cdot D) \times 100$$

A：バイオマス利用量 (Nm³/h または kg/h)

B：バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm³ または MJ/kg)

C：バイオマス以外の混焼燃料利用量 (Nm³/h または kg/h)

D：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (MJ/Nm³ または MJ/kg)

Q14 別表第1で補助要件として示されている「補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない」とは？

A14 対象設備に関する発注は、県内に本社を有する企業または県内に支店等を有する事業者の県内に所在する事業所（以下「県内事業所」といいます。）に行うことが必要です。また、施工工事も県内事業所が行う必要があります。例えば、県内事業所に発注しても、その県内事業所が施工工事を県外の事業者へ委託した場合は補助対象外になります。地域経済の活性化を本補助金の目的の一つとしていることから、こうした要件を設けています。

なお、実績報告時には、契約書や領収書、工事証明書等により、発注先および施工が県

内事業所であることを確認します。

ただし、導入予定の設備について県内での取り扱い例が極端に少なく、発注（契約）または施工できる県内事業所がない場合等には、この限りではありません。事前にご相談ください。

Q15 様式第1号別紙1（発電設備）の「(3) 設備およびシステムの概要」の添付資料「その他説明書類（風力、水力、バイオマスの場合）」の記載内容は？

A15 下記の事項を参考に記載してください。導入する設備の規模等に応じた内容で支障ありませんが、詳細については事前にご相談ください。

【風力発電の場合】

設置場所の対象面積と経緯度（度、分、秒）、風況観測地点、年平均風速（m/s）、計測高さ、月平均風速（月平均の風速表）、風力エネルギー密度（W/m²）（年間、風向別）、風向出現率（風配図）、風況曲線

【水力発電の場合】

水系および使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名）、流況曲線、流量観測期間、豊水量（m³/s）、平水量（m³/s）、低水量（m³/s）、濁水量（m³/s）、最小水量（m³/s）、ダムおよび水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名）、ダム・取水口位置、使用水量（最大、常時、常尖）、総落差（取水位、放水位、総落差）、有効落差（最大、常時、常尖）、出力（最大、常時、常尖）、取水設備（取水口の型式）、導水路（形式、亘長、内径）、放水路（形式、亘長、内径）、水圧管路（条数、長さ、内径）、水車（種類、容量、台数）、発電機（種類、容量、台数）、変圧器（容量、台数）、発電システムの特徴（設計根拠等も含めて記載）

【バイオマス発電の場合】

発電効率、バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量、バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量）、設備の年間稼働時間、予定機器リスト

Q16 太陽光発電および蓄電池（車載用を含む。）を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？

A16 例えば、太陽光発電の出力が10.29kWの設備を導入する場合、補助金額は10.29kW×7万円/kW=720,000円（千円未満切り捨て、上限100万円）となります（福祉施設等の場合、10.29kW×10万円/kW=1,029,000円（千円未満切り捨て、上限150万円））。

また、蓄電容量3kWh以上の蓄電池を併設することが必要です。なお、蓄電池の蓄電容量は補助金額の計算に影響しません。

Q17 太陽光発電および蓄電池を設置する場合の発電出力は？

A17 太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値（小数第2位まで）となります。

Q18 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を2年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金申請した場合どうなりますか？（例）初年度15kwの蓄電池、次年度15kwの蓄電池

A18 同一系統において電力供給される場合、2年度に分けて申請されても補助金交付は初年度のみです。

Q19 次世代自動車+V2Hを導入する場合の補助対象経費は？

A19 次世代自動車については、車両本体価格を補助対象経費とします。オプションや諸費用は補助対象外です。

また、V2Hについては、設備本体価格および工事費が補助対象経費となります。

〔「福祉施設等」に関すること〕

Q20 「福祉施設等」は、具体的にどのような施設を指すか？

A20 災害時において地域の避難所となり得る民間の福祉施設や医療施設等で、県内に所在し、かつ耐震性を有する、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する施設とします。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の社会福祉事業に規定される施設
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、障害者支援施設、救護施設 等
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定される病院および診療所
- (3) 市町から福祉避難所に指定（予定を含む。）されている施設

Q21 「地域コミュニティとの連携」とは何をすればよいか？

A21 非常時において福祉施設等が地域コミュニティと連携できるように、協力体制の構築を求めています。例えば、平常時から地元自治会との連絡体制を築き、今回導入する再生可能エネルギー等設備を周知するための交流会を開催すること等が考えられます。

Q22 自治体との災害時における協定等の締結は必須か？

A22 自治体ごとに災害時における協定等の取扱いは異なることから、必ずしも締結までを求めるものではありませんが、事業実施地域が属する市町に対し、本補助金で導入する設備を説明し、福祉避難所の指定等に向けた協議をしてください。

また、実績報告書には、協定等の状況が確認できる書類を添付、または協議結果を記載してください。

〔その他〕

Q23 事業費の支払いは手形でも可能か？

A23 手形での支払いも可能ですが、手形が決済された時点で支払完了となりますので、令和3年3月31日までに決済されることが必要となります。また、実績報告時には決済されていることが確認できる書類を提出していただきます。

なお、手形の裏書譲渡による支払いは認めません。